

## 定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項（案）

### 第1 第1回検討会で確認された事項等

#### 1 第1回検討会で確認された事項

第1回検討会においては、資料1に沿って意見交換を行ったところ、その概要は、以下のとおりであった。

- (1) スタートアップ支援、起業促進を一層図っていく必要があることには、異論がなかった。その上で、本検討会では、まずは専ら株式会社を対象に、必要な方策を検討すると整理され、特に、小規模・シンプルな会社組織で早期の株式会社の設立を望む起業者を念頭に、対応策を検討すべきとの意見が多くみられた。
- (2) 定款認証の機能に関する法務省の説明（参考資料2中段）に関し、法人成立に当たってこれらの機能に意義があることには異論がなかった。もっとも、これらの機能を維持するために定款認証制度が必須であるか否かについては意見が分かれ、定款認証以外の他の手段で代替可能ではないか、そうであれば定款認証を一部廃止することができるのではないかと、といった指摘があった。

他方で、定款の記載事項には、会社の商号、目的等の根本規範に係る部分と、発起人の氏名・住所に係る部分という異なる性質のものが含まれるところ、後者の関係では、設立手続が定款の認証段階でチェックされることにより、安心して次のステップに進むことができる機能があるとの指摘などがあった。

また、参考資料2中段に掲げられた機能以外にも、公証人が発起人に法的見地に基づく相談・助言を与える機会となっている、株式会社制度に対する社会の信頼等についても配慮すべき、といった指摘もあった。

- (3) 現在の定款認証の運用については、その果たすべき役割に照らすと、十分な機能を果たしているとはいえず、何らかの改善の必要があるとの意見が多かった。その上で、本検討会では、制度の必要性・抜本的見直しを含む諸課題に関する検討を引き続きスピーディーに進めることとしつつ、並行して、実施可能な運用改善策については速やかに取り組んでいくこととされた。

(4) モデル定款については、その活用を検討すべきとの意見が多かったが、モデル定款を利用した場合の効果に関し、定款認証を不要とすべきとの意見、運用上の取組として手続を迅速化させるべきとの意見などがみられた。

また、モデル定款を活用するに当たっては、デジタル技術を用いて定款作成の負担をより軽いものとすべきとの意見、発起人が定款の意義を理解する契機が損なわれないようにすべきとの意見、モデル定款の作成主体・自由記載を認める範囲・モデル定款が利用されているかを確認する主体・確認方法等について検討すべきとの意見などがあつた。

なお、想定されるモデル定款としては、小規模・閉鎖会社を念頭に数種の案を準備するという方向性については異論がなかった。

(5) 公証人による面前確認手続については、その必要性・意義について意見が分かれた。面前確認の効果に否定的な意見が出され、その一方で、面前確認手続が必要であるとする意見の中にも、ウェブ会議の活用などにより合理化を図るべきなど、現在の運用をそのまま維持するのではなく、抜本的見直しを含めた何らかの改善が必要であるとの意見が多くみられた。

## 2 検討の方向性

上記1を踏まえると、第1回検討会では、モデル定款や面前確認手続の抜本的見直しといった、「定款認証制度の必要性・抜本的見直しについて」（資料1、第4）に関する論点に議論が集まり、意見が分かれる論点も多く見られたといえる。

そこで、本資料では、「定款認証制度の必要性・抜本的見直し」を中心に検討することとしたい。また、以下の検討に当たっては、まずは、定款認証制度の必要性（全部又は一部の廃止）について全体的な検討を経た後、見直しの方向性に関し、第1回検討会において意見が多くみられたモデル定款の制度化及び面前確認手続の見直しについて、考えられる論点、方向性等を検討することとしたい。なお、本資料は、いずれの論点についても、現時点で考えられる論点を試みに記載してみたものにすぎず、具体的な論点の整理や方向付けは、本検討会における第2回検討会以降の議論に委ねられることはいうまでもない。

## 第2 定款認証制度の必要性、廃止の是非に関する論点

定款認証制度の必要性等に関し、例えば、以下の事項についてどのように考えるか。また、これらのほかに、検討すべき事項はあるか。

## 1 定款認証制度を廃止することに伴う弊害の有無等

定款認証の機能に関し、効果とリスクや負担・コストとの比較考慮について、どのように考えるか。仮に定款認証制度を廃止することとした場合、同制度が果たしてきた機能（参考資料2に掲げられた3つの機能のうち紛争解決機能に関し、設立手続の冒頭で発起人や代理人との委任関係を確定して紛争を予防する機能や、定款原本の保管・内容の証明機能など）等との関係で、廃止に伴う弊害としてはどのようなものが考えられるか。弊害があると考えた場合、その弊害に対応するために代替策を講ずる必要性及び講ずべき代替策の内容（デジタル技術の活用等を含む。）についてどのように考えるか。

また、定款認証の廃止の是非を検討するに当たって、後記2の論点との関係（定款認証を廃止する範囲を株式会社全部とするか一部の株式会社に限定するか）について、どのように考えるか。

## 2 一定の場合に定款認証を廃止する場合の廃止の範囲（対象となる株式会社）

一定の場合に定款認証を廃止とした場合、廃止の範囲（対象となる株式会社の要件や基準の内容等）についてどのように考えるか。また、当該範囲に限って定款認証を廃止する理由（見直しの目的）や定款認証の機能との整合性について、どのように考えるか。

## 第3 モデル定款の制度化の是非に関する論点

第1回検討会においては、定款の内容の明確性や法令適合性に係る定款認証の紛争予防機能（参考資料2参照）との関係で、モデル定款の活用について多くの意見がみられた。とりわけ、モデル定款を活用した場合の効果については、公証人が関与しないで株式会社を設立することを許容すべきとの制度的な見直しを求める意見があった一方で、モデル定款を活用した場合には認証審査の迅速化を図る運用とするとの意見もあった（第1、1参照）。そこで、モデル定款の制度化の是非について検討することが必要と考えられるが、この点に関し、例えば、以下の事項についてどのように考えるか。また、これらのほかに、検討すべき事項はあるか。

### 1 モデル定款として想定される内容

モデル定款としては、小規模・閉鎖会社を念頭に数種のひな形を準備することが考えられるが、その内容についてどのように考えるか。例えば、定款として利用されることが多い一般的な条項又は最低限必要な条項を不動の記載事項とした

上で、商号、目的、事業年度などの株式会社ごとに定める必要性が高い記載事項については、個別案件ごとに自由記載とすることや、定款認証支援アプリケーションを活用するなどデジタル技術を用いたより簡便な記載方法を用いることなどが考えられるか。

## 2 モデル定款を制度化する場合に考えられる方向性

モデル定款を制度的に位置づける（その内容、効果等について法令に規定を置く）こととした場合、制度化の方向性（モデル定款の内容、効果、手続等）としてはどのようなものが考えられるか。また、会社法上、数多くの機関設計の在り方が許容される中で、そのような制度を導入する法的な理由付け（制度化の必要性・許容性）についてどのように考えるか。

特に、モデル定款を利用した場合の効果・メリットとしてどのようなものが考えられるか。例えば、モデル定款を利用する場合には、その効果として、定款認証を経ないで直ちに設立登記手続の申請を行うことを許容する（定款認証の単純廃止）との意見があるが、そのほかに、考えられる方向性はあるか。

## 3 制度化に伴う課題等

モデル定款を制度化するに当たって、以下の事項についてどのように考えるか。

### (1) モデル定款の作成について

モデル定款を制度化する場合、モデル定款を作成する主体や作成プロセス、公開手続等について、法令上の制度となることを踏まえ、具体的にどのような内容とすることが考えられるか。モデル定款の内容や位置づけ、それが制度化されることによる影響等についてどのように考えるか。

特に、モデル定款を作成する主体としては、例えば、国、公証人（日本公証人連合会）、専門士業者団体や民間事業者（現在の定款作成支援サービスの活用）などが考えられるが、それぞれの機関を主体とする場合について、モデル定款を制度化するに当たってそれぞれどのような課題が考えられるか。

### (2) モデル定款を利用した場合の手続について

モデル定款を制度化した場合、個別の設立手続において発起人がモデル定款を使用しているか（モデル定款に準拠した内容となっていないか）否かを確認するための手続が必要となると考えられるが、具体的に、どのような主体がどのような方法で確認することが考えられるか。

### (3) モデル定款の改訂の手続について

モデル定款をいったん制度化した場合、その後、関係法令の改正や起業者側のニーズの変化等に伴い、モデル定款の内容や形式を定期的に見直す必要があると考えられるが、法令上の制度であることを踏まえ、どのような改訂の手続とすることが考えられるか。

#### 4 モデル定款の制度化の是非

上記2及び3を踏まえ、モデル定款の活用の在り方として、公証人が関与しないで株式会社を設立することを許容するとの制度的な見直しを行う方向性と、モデル定款による場合には認証審査の迅速化を図る運用とするとの方向性があり得るが、どのように考えるか。

### 第4 面前確認手続の抜本的見直しについて

第1回検討会においては、定款認証の不正な会社設立の抑止機能（参考資料2参照）との関係で、面前確認の見直しについて多くの意見があった。面前確認の必要性・効果それ自体に否定的な意見や、嘱託人の代理人が面前手続に関与することを許容する現行制度について疑問を呈する意見があった一方、面前確認手続は必要としつつ、ウェブ会議を活用するなどの負担軽減策・合理化策を講ずるべきとの意見などもみられた（第1、1参照）。これらを踏まえ、面前確認手続の抜本的見直しについて、例えば、以下の事項についてどのように考えるか。また、これらのほかに、検討すべき事項はあるか。

（注）公証人の関与なく株式会社の設立を許容する方策については、主に第2及び第3で検討されることになるが、以下では、「面前確認手続の必要性」という場合、公証人が株式会社の設立手続に一切関与しない（定款認証の廃止）との方向性のほか、公証人が面前確認手続以外で一定の関与をする（定款認証自体は維持し、書面審査等を行う）との方向性も考えられる。

#### 1 面前確認手続の必要性・廃止の是非

面前確認手続を行う必要性（面前確認手続の意義、効果とリスクや負担・コスト等）について、どのように考えるか。例えば、一律に面前確認を必要としつつ、嘱託人以外に代理人による面前確認も認められているという現行制度の内容や、面前確認が短時間で終了することが多い一方で、多くの案件で公証役場への来所を要しているといった運用上の指摘等を踏まえ、見直しの方向性についてどのように考えるか。

## 2 面前確認手続を廃止した場合の弊害等

仮に面前確認を廃止することとした場合、これに伴う弊害としてはどのようなものが考えられるか。弊害があると考えられる場合、その弊害に対応するために代替策を講ずる必要性及び講ずべき代替策の内容（デジタル技術の活用等を含む。）についてどのように考えるか。例えば以下のようなものが考えられるが、これらの代替策についてどのように考えるか。

- (1) 定款に発起人による電子署名（マイナンバー署名等）を求めることにより、公証人による面前確認を不要とする方策
- (2) 発起人による電子署名に加え、面前確認と同様の機能が確保されるような方策（例えば、発起人自身又は資格者代理人作成の一定の情報の提供を条件に、公証人による面前確認を不要とする方策）

## 第5 その他

その他、定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関し、検討すべき事項はあるか。